		［略］	
中学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（中学校）（非被用者分）、児童数（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（高校生）（非被用者分）、児童数（３歳未満）（非被用者分のうち第３子以降分）、児童数（３歳以降）（被用者分のうち第３子以降分）、児童数（３歳以降）（非被用者分のうち第３子以降分）、児童数（３歳未満）（地方公務員分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員分）、児童数（中学校）（地方公務員分）、児童数（高校生）（地方公務員分）、児童数（地方公務員分のうち第３子以降分）、児童扶養手当支給者数、地域型保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育給付に係る子どもの数及び子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数を合併関係市町村ごとの十八歳以下人口によつて按分して算出した数値を用いて算定する。	［略］	当該新市町村の外国青年招致人員並びに外国自治体との自治体間交流及び外国自治体間との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員の合計数を合併関係市町村の人口によつて按分して算定する。	「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅲに用いる密度
者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）、児童数（３歳未満）（地方公務員・本則給付分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）、児童数（３歳未満）（被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（被用者・特例給付分）、児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）、児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）、児童扶養手当支給者数、地域型保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育給付に係る子どもの数及び子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数を合併関係市町村ごとの十八歳以下人口によつて按分して算出した数値を用いて算定する。	［同上］	当該新市町村の外国青年招致人員並びに外国自治体との自治体間交流及び外国自治体間との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員の合計数を合併関係市町村の人口によつて按分して算定する。	「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅲに用いる密度

［略］		「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅳ
［同上］	当該新市町村のガバメントクラウド利用業務システム数を合併関係市町村の人口によつて按分して算定する。	「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅳ